

# 令和6年度 第1回諏訪区地域協議会 次第

日時：令和6年6月13日（木）19:00 から

会場：諏訪地区公民館 集会室

## 1 開会

## 2 あいさつ

## 3 自己紹介

## 4 地域協議会に関する諸事項の確認

## 5 議題

### (1) 協議事項

①会長・副会長の選任

②地域協議会の運営方法等

## 6 その他

### (1) 次回開催日程について

日時：令和6年 月 日（ ） 時 分～

会場： \_\_\_\_\_

### (2) その他

## 7 閉会

---

### 〔資料・配布物〕

○持参：・上越市における地域自治区制度（任命書交付式で配布の紫のファイル）

○当日：・次第

・委員名簿

・席次表

・委員証、委員証の交付について

・名刺の作成希望について

・資料：諏訪区地域協議会について（修正して再配布）

諏訪区地域協議会 委員名簿

	委員氏名	カナ
1	相澤 孝夫	アイザワ タカオ
2	池田 昇治	イケダ ショウジ
3	川上 賢	カワカミ サトシ
4	川上 俊一	カワカミ シュンイチ
5	佐藤 恵子	サトウ ケイコ
6	佐藤 祐治	サトウ ユウジ
7	澤海 三千雄	ソウミ ミチオ
8	寺田 博人	テラダ ヒロヒト
9	西嶋 明子	ニシジマ アキコ
10	星野 実	ホシノ ミノル
11	山岸 愛	ヤマギシ アイ
12	山田 哲平	ヤマダ テッペイ

令和6年度 第1回諏訪区地域協議会 席次表

(敬称略)

事務局



● 議長

相澤 孝夫 ●

池田 昇治 ●

川上 賢 ●

川上 俊一 ●

● 山田 哲平

● 山岸 愛

● 星野 実

● 西嶋 明子

●  
佐藤

恵子

●  
佐藤

祐治

●  
澤海

三千雄

●  
寺田

博人

## 諏訪区地域協議会について

	審議事項 (※は根拠例規)	前期まで	今期
1	会長、副会長の選任 ※上越市地域自治区の設置に関する条例(以下、「条例」という。)第6条	会長1名  副会長1名	会長： _____  副会長 _____ 名  ・副会長： _____  ・(副会長： _____ )
2	会議の招集請求に必要な委員数 ※条例第8条第1項第2号	3名以上(1/4以上) 【定数12人名】	<input type="checkbox"/> これまでと同様 <input type="checkbox"/> 4名以上(1/3以上) <input type="checkbox"/> 6名以上(1/2以上)
3	会議録の確認者 ※上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項	名簿順 (確認者のほか会長も確認)	<input type="checkbox"/> これまでと同様 <input type="checkbox"/> その他( _____ )
4	議長(会長)はあらかじめ投票権を持つか否か ※条例第8条第3項	—	<input type="checkbox"/> 投票権あり(可否同数となった場合2票目を投じる権限を有する) <input type="checkbox"/> 投票権無し(可否同数となった場合1票を投じる権限を有する) <input type="checkbox"/> 協議の都度決定 <input type="checkbox"/> その他( _____ )
5 (1)		(編集方法) 事務局で編集(会長及び関係委員による確認)	(編集方法) <input type="checkbox"/> 事務局で編集 <input type="checkbox"/> その他( _____ )
5 (2)	地域協議会だよりの編集方法 ※条例第8条第4項	(発行回数・時期) 年4回程度(おおむね4半期毎) <令和6年度案> ・7月号(6/25発行) 委員紹介・独自予算事業 ・9月号(8/25発行) 協議状況 ・11月号(10/25発行) 協議状況 ・2月号(1/25発行) 新年挨拶(会長)・協議状況	(発行回数・時期) <input type="checkbox"/> 案のとおりとする <input type="checkbox"/> その他( _____ )
5 (3)		(配布方法) 全戸配付または班回覧 ※前期:地域活動支援事業の審査結果と協議会活動報告を全戸配付	(配布方法) <input type="checkbox"/> 全戸配布 <input type="checkbox"/> 班回覧

	審議事項 (※は根拠例規)	前期まで	今期
6	会議の座席順 ※条例第8条第4項	会長、副会長を除き反時計回りに 名簿順	<input type="checkbox"/> これまでと同様 <input type="checkbox"/> その他 ( )
7 (1)	会議の開催日時 ※条例第8条第4項	(開催日) 会議時に次回開催日を決定 ※基本平日開催(令和5年度は基本第4木曜)	(開催日) <input type="checkbox"/> これまでと同様 <input type="checkbox"/> その他 ( )
7 (2)		(開始時間) 開催日と合わせて決定 ※基本午後7時開始	(開始時間) <input type="checkbox"/> これまでと同様 <input type="checkbox"/> その他 ( )
8	会議の会場 ※条例第8条第4項	諏訪地区公民館	<input type="checkbox"/> これまでと同様 <input type="checkbox"/> その他 ( )
9 (1)	書面による審議 ※条例第8条第4項	(実施の条件) ① 以下の両方に該当する場合 ・委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない場合または招集することが適当ではない場合 ・当該案件について、会議を招集し、審議するいとまがない場合 ② ①に類するとして会長が認める場合	(実施の条件) <input type="checkbox"/> これまでと同様 <input type="checkbox"/> その他 ( )
9 (2)		(実施の判断) ・正副会長の協議により、会長が決定	(実施の判断) <input type="checkbox"/> これまでと同様 <input type="checkbox"/> 会長が決定(会長に一任) <input type="checkbox"/> 過半数の委員が書面議決に賛同した場合 <input type="checkbox"/> その他 ( )
9 (3)		(表決方法) ・委員の過半数の意思表示をもって会議の議決があったものとみなす(賛否同数のときは、会長の決するところによる)。	(表決方法) <input type="checkbox"/> これまでと同様 <input type="checkbox"/> その他 ( )

	審議事項 (※は根拠例規)	前期まで	今期
10	その他 ※条例第8条第4項		

<参考：関連例規>

○上越市地域自治区の設置に関する条例（抄）

（地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法）

第6条 地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議（以下「会議」という。）において、委員のうちから選任し、又は解任する。  
（会議）

第8条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

(1) 会長が必要と認める場合

(2) それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

4 前3項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

○上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（抄）

（会議録）

第5条 略

2 前項に規定する会議録の内容は、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。